

第11回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時：平成19年10月3日（水）18：00～20：45
場 所：箱根町役場分庁舎第5会議室
出席者：策定委員 芝、小川、飯田、川口、小林、清野、 高畠、田崎、村上 箱根町 秋澤、古谷、吉田 サ-ハ ^レ イリサ-チセンター 一杉、藁科

1 挨拶

委員長 先日、所用で横浜に出向く機会があったが、大変活気に溢れていた。その帰りに小田原、そして箱根へと戻ると閑散とした感は否めなかった。そのような中、箱根はやはり元気な観光地を目指していきたい。そのためにも、この自治基本条例の策定をしっかりとやっていきたいと思う。本日もよろしく願いしたい。

企画課長 この策定委員会も11回目を迎えたが、今回はこれまでの検討結果を踏まえ、条例素案の確認を行う重要な会議である。現在開催中の町議会においても、自治基本条例に関する質問があったが、委員の皆さんのご尽力もあり、的確な説明ができたと思う。ここまでの取組みに感謝を申しあげたい。

2 素案の全体構成について

促進役 本条例については、小学校高学年レベルでも理解できるような条文を目指すということで、少し文章を変更させていただいた。ポイントとしては7つある。

実行可能な条例・・・条例の内容が実行不可能なものでは単なる飾りになってしまうため、実行可能なものにすることに力点を置いている。

最高規範としての明確化・・・自治の基本理念を定めた本条例は最高規範性を有するものと位置付けている。

町民参加と情報共有・・・「町民参加」と「情報共有」を自治の基本原則としている。

住民と町民・・・住民<町民となっており、この条例ではこの2つを使い分けている。

町と町政・・・「町」については執行機関とする条例が多いが、一般には分かりにくい部分なので、あえて町という言葉を使っている。また、曖昧になりがちな「町政」と「まちづくり」については区別して定義している。

住民投票と子どもの参加・・・「住民投票」は住民から見ると大変関心が高い部分である。また、「子どもの参加」は他自治体の条例にはあまり見受けられない特色のあるものである。

国際観光地としての独自性・・・これは他自治体のどの条例にもない箱根の独自性である。

3 条例素案について

促進役	第1条～第17条について確認。
各委員	意義なし。
促進役	第18条（行政評価）についてだが、行政評価の仕組みというのは、他の自治体でだいぶ進められているが、箱根町ではまだ確立されていない。今後この規定により進められることとなる。
各委員	意義なし。

促進役	第 19 条 ~ 第 21 条 について確認。
各委員	意義なし。
促進役	第 22 条（意見聴取制度）については、パブリックコメントという言葉を用いている自治体もあるが、この素案では意見聴取制度とした。
事務局	条例の制定・改廃には、議会の承認が必要である。そのため、条例までもパブリックコメントに盛り込むと、手続きが煩雑になり、行政運営に支障が出てしまう。ただし「自治基本条例」については、その性質上実施していく予定である。
促進役	第 22 条 に関してはこれでいいだろうか。
各委員	意義なし。
促進役	第 23 条 ~ 第 26 条 について確認。
各委員	意義なし。
促進役	第 27 条（国際観光地）については、主語を「町民、町議会及び町」として、まちが一体となってという方が良いか、それとも「町民」だけでも良いのかとい論点がある。また、「もてなし」か「おもてなし」かという言い回しの問題もある。
委員	観光立町と言った場合、主たる産業が観光ということ。つまり観光は経済に等しいと思う。そう考えると、町を巻き込まなくてはいけないと思う。また、「おもてなしの心」か「もてなしの心」なのかは難しい。これは国語のプロが必要かもしれない。事務局の意見を聞きたい。
事務局	通常、条例は文語と考えて「もてなし」になるの

	ではないかと思うが、もう一度確認する。
企画課長	「もてなす」は行為、「おもてなし」は心と考えると、「おもてなしの心」と言った場合、言葉が重なってくるかもしれない。
促進役	町民だけでなく、町をあげてということで良いだろうか。また「もてなし」か「おもてなし」なのは難しいと思う。他自治体の条例では使っていないものなので、箱根町の独自性が出る部分だが、今まではどのように使い分けてきただろうか。
事務局	町にかかわる全ての者という意味で、「町民が主体となった」の部分は削除してもいいかもしれない。
委員	「国際観光地であることをかんがみ」という部分を、文章の冒頭に持ってきたらどうか。
委員長	「国際観光地」が、ただの観光地とは違うということが分かる表現が必要ではないか。
促進役	ここは、条文そのものよりも、解説を膨らます方がいいかもしれない。
委員長	確認だが、条例には解説文がずつつくのか。
促進役	条例そのものは条文だけである。しかし、町民の方には条文だけでは難しいので、周知の段階では解説をつけて説明していく予定である。
委員長	「国際観光地」というのは、外国人観光客向けということか。国内観光客の方はどうか。
委員	国際的に知られている観光地ということ。
事務局	国内はもとより国外(海外)にも知られていると

	<p>いう意味合いを込めて「国内外から多くの観光客が訪れる」ではどうだろうか。</p>
委員	<p>「国際的な観光地」にしたらどうか。</p>
事務局	<p>町としては「国際観光地」として売り出している。</p>
企画課長	<p>「国際観光地」と「国際的観光地」の違いは何であろうか。</p>
委員	<p>「国際的な観光地」は規模が大きいし、広すぎて意味が分からない。「国際的」は一般的には文章に用いる。ここでは名詞的に使われると思うので「国際観光地」でおかしくない。</p>
促進役	<p>なんとか「的」は、なんとかチックといった感じだろう。</p>
事務局	<p>「的」はそこまで到達してない状況を指すと思われる。</p>
企画課長	<p>「国際観光地」には、いくつか要件があって、それに該当していないと「国際観光地」と呼べないというような制約があるのだろうか。</p>
委員	<p>世界遺産のように登録上の規定はないと思う。著名観光地という意味の使い方はおかしくないと思う。</p>
促進役	<p>本条例においては「国際観光地」という名詞の形でよろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
促進役	<p>「国際観光地であることをかんがみ」を前に出した方がよいという意見があったが、通常条文では「は、」として、できるだけ主語が最初にくるように</p>

	<p>なっている。また、「もてなし」か「おもてなし」なのかについては、現状では「もてなし」という言葉を採用したい。なお、「町民が主体となった」という部分は削除するというところでよろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
促進役	<p>第28条(条例の見直し)について確認。</p>
促進役	<p>前回までは、もし条例の見直しをするようなことがあれば、町民の意見を聞き、それを反映しなければならなかったが、新しい案では適切な処置を講ずるという表現になっている。</p>
委員長	<p>条例の見直しは、町民の意見を広く聞くということが必要なのではないか。削った理由を聞きたい。</p>
事務局	<p>町民の意見を聞くことについては、第22条(意見聴取制度)に規定されており、内容的に重複すると考え削除した。</p>
委員長	<p>第28条の「この条例について」というのは自治基本条例に限ってという意味で解釈した。一番基本となる別格の条例だから、条例の改廃をするには、特別なそれなりの規定があった方がいい。</p>
事務局	<p>この策定委員会においても、最高規範である本条例はそうそう見直すべき性質のものではないと結論付けてきたと思う。基本的には、条例を見直す必要はないし、もし見直すとしても意見を聞くのは当たり前という考え方だったと思う。</p>
委員	<p>確かにそうであるが、社会情勢の変化で条例を見直す必要も出てくるかもしれない。そのため、町民意見の反映については明確にしておくべきだと思う。</p>

企画課長	本条例の制定・改廃においては、もちろん住民の意見を聞くべきだと思っている。確認の意味でも、このことに関しては規定していきたいと思う。
促進役	前文についてはどうであろうか。
委員長	町民憲章と矛盾はしていないか。
事務局	基本的に矛盾はしていない。「天下の嶮箱根」という言葉については、アンケートにおける意見から引用したものである。
促進役	他自治体は、私たちの住む　　は、という始まりが多い。「天下の嶮箱根」という言葉は、若い人たちにはあまり知られていないようだが「天下の嶮」という言葉はあった方がよろしいか。
企画課長	「天下の嶮箱根」は文科省唱歌から消えてしまうそうである。
委員	文科省の唱歌からなくなるならば、なおさら使うといい。「天下の嶮箱根」には、他の町にはない独自性・インパクトがある。それからもう一つ、前文に「最高規範」が抜けている。
事務局	すぐ後の第 2 条で「最高規範」としての位置づけをしている。
促進役	「最高」を入れるかどうかは、今後検討することによろしいだろうか。「天下の嶮箱根」は、箱根らしさとしてあった方が良いのではとの意見だがどうだろうか。
委員	箱根へは、交通機関などを利用しても行けるが、「ちょっと歩いてみては」という投げかけになると思う。「ここはすごい山なんだ」、「天下の嶮なんだ」と考えさせる意味でも必要だと思う。

- | | |
|------|---|
| 委員 | 最初の 3 行目までは良い文章。格調高く、イメージがいい。 |
| 促進役 | では、「天下の嶮箱根」は入れていく方向でよろしいだろうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 促進役 | その他、前文に関してはよろしいだろうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | ところで、第 3 条で「町」と「町政」というのがあるが、副町長や町職員の立場はどこに入るのか。 |
| 事務局 | 副町長や町職員は町長の補助機関であるため、原則として執行機関を指す「町」に含まれる。 |
| 委員長 | 一般にも理解できるように、もう少し分かりやすい解説にしていきたい。 |
| 企画課長 | 解説を工夫していくということでもよろしいだろうか。 |
| 促進役 | 次回以降、検討を重ねることとしたい。 |

4 フォーラムについて

- | | |
|-----|--|
| 促進役 | 内容としては、委員の皆さんのこれまでの感想とか、条例にかける想い、理想とするまちの姿などをベースに、団体、組織の代表として、この条例がどんな影響があるのか、どういうところで貢献できるのかということをお話ししていただけると一番良いと思う。 |
|-----|--|

- 委員 あまり自信はない。
- 事務局 皆さんの生の言葉を話していただけたらと思う。
- 各委員 意義なし。
- 促進役 他にはどうだろうか。
- 委員 進行についてはないが、前回話し合ったフォーラムに町民を集める方法についてはどうか。
- 事務局 広報、回覧のほか、各種団体長宛てにも、フォーラム開催についてのPRを行う。
- 委員長 フォーラムについては、本日話し合ったことに基づいて進めていきたいと思う。次回の会議では、積み残しを含め、最終確認を行うこととしたい。次回は11月6日の午後6時からこの場所で行う。
- 副委員長 「国際観光地」という言葉は、箱根には必ず出てくる良い言葉である。また当町は、コンベンションビューローにも指定されている。これらを箱根のアイデンティティーとしていきたい。ではこれで第11回策定委員会を閉会とする。